

1 整備方針

方針1 安全・安心・安定した処理が行える施設

- ◆ ごみ処理に関する住民サービスは、これまでどおりとし、ごみの分別・排出方法も変更しません。
- ◆ 可燃ごみ等を確実かつ環境保全に万全を期して処理するため、長期耐用性に優れた処理方式とします。
- ◆ 施設の運営時には計画的な維持補修を行うことで安全、安心、安定した処理を継続して行うものとしします。

方針2 地域に貢献できる施設

- ◆ 震災等の罹災時の災害廃棄物もある程度処理できるものとしします。
- ◆ 罹災時において地域の避難場所として活用できる施設としします。

方針3 経済性・環境保全性・有効利用性等に優れた施設

- ◆ 新ごみ処理施設は、大田市と組合の共同処理による施設とし、処理の効率化を図ります。
- ◆ 処理方式等は、経済性や環境保全性、有効利用性等に優れたものとし、特に、有効利用については、ごみ焼却時の余熱を利用して温水等を作り、利用することで二酸化炭素削減に寄与します。

2 施設整備概要(案)

事業計画地	現邑智グリーンセンター敷地内
処理区域	大田市・邑智郡(川本町・美郷町・邑南町)
施設規模	40t/日(20t/日×2炉)
可燃ごみ処理方式	焼却+焼却残渣埋立処分
型式・稼働時間	間欠運転式・16時間
燃焼方式	ストーカ式または流動床式
有効利用	余熱利用(温水を作り場内利用 等)
その他の	非常用発電設備(停電時対策+被災時に利用)

公害防止対策
(排ガス自主基準値)

規制対象物質	公害防止計画値	排出基準値
硫黄酸化物	100 ppm	K = 17.5(約1,000ppm)
ばいじん	0.05 g/Nm ³	0.15 g/Nm ³
窒素酸化物	150 ppm	250 ppm
塩化水素	150 ppm	700 mg/Nm ³ (約430ppm)
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/Nm ³ (100 pg-TEQ/Nm ³)	5 ng-TEQ/Nm ³ (5,000 pg-TEQ/Nm ³)
水銀	0.03 g/Nm ³	0.03 g/Nm ³
一酸化炭素	30 ppm	30 ppm

ダイオキシン類は、法律による排出基準値より厳しい値を採用

3 公害防止対策

臭気を漏らしません。

燃焼用空気をごみピット内から採取することで空気の流れを外から中に向け、臭気を外部に漏らさないようにします。

ごみを一時貯留します。

十分な容量を持つごみピットにおいて、ごみを一時貯留して量の変動を緩和します。

汚水を流しません。

施設で発生する汚水は、適正に処理し、再利用することで場外に排水しません。

ごみを高温で焼却処理します。

ガス滞留時間2秒以上の燃焼室において850℃以上の高温で焼却することにより、ダイオキシン類の発生を抑制します。

ごみを定量供給します。

ごみクレーンにより攪拌して均一な性状とし、定量的に炉内にごみを供給することで、安定燃焼を促します。

排ガスを急冷します。

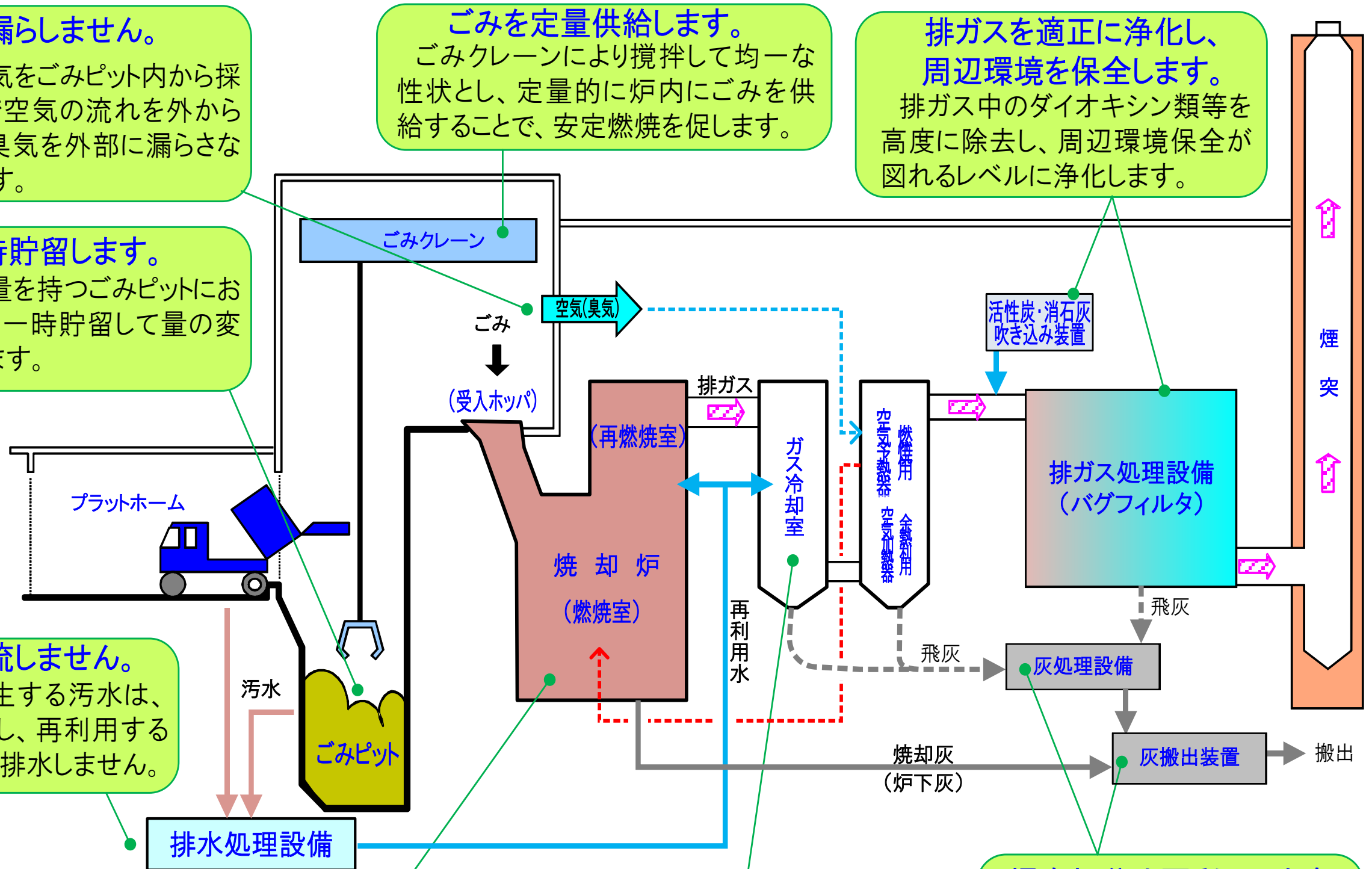
ダイオキシン類の発生抑制のため高温焼却された後の排ガスは、急冷することでダイオキシン類の再合成を抑制します。

排ガスを適正に浄化し、周辺環境を保全します。

排ガス中のダイオキシン類等を高度に除去し、周辺環境保全が図れるレベルに浄化します。

埋立処分や再利用します。

焼却灰(主灰)の一時貯留や飛灰の処理を行い、埋立処分や再利用できるようにします。



4 防災・減災計画(地域への貢献)

災害復旧・復興に役立つ施設としての機能

- 災害時に発生したごみをある程度処理できる能力を持たせます。
- 施設の敷地は、災害時の避難場所としての機能も有するものとしします。

敷地造成等・建築物

- 施設の敷地、建築物は、災害に強い施設とするため、震災時の耐震性を確保します。

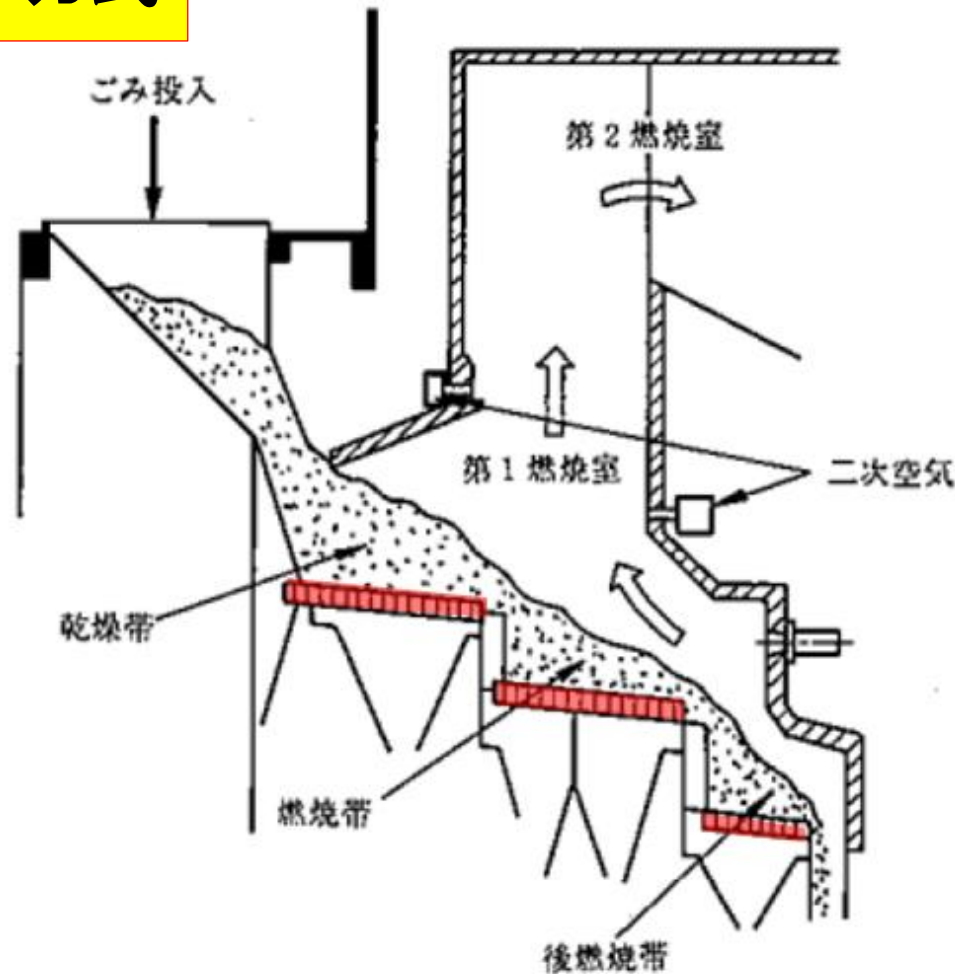
プラント設備・制御システム等

- 重要度や危険度に応じて建物等と整合の取れた耐震力を確保します。
- 被災時等において、安全にプラントを停止できるシステムを導入し、加えて非常用発電機により、停電時のごみ搬入を可能とします。
- 万が一のごみピットなどでの火災に対し、自動消火システムを導入します。
- 被災時に水道や燃料の供給がストップした場合に備え、受水槽や燃料タンクについて余裕を持ったものとしします。

5 焼却方式の概要

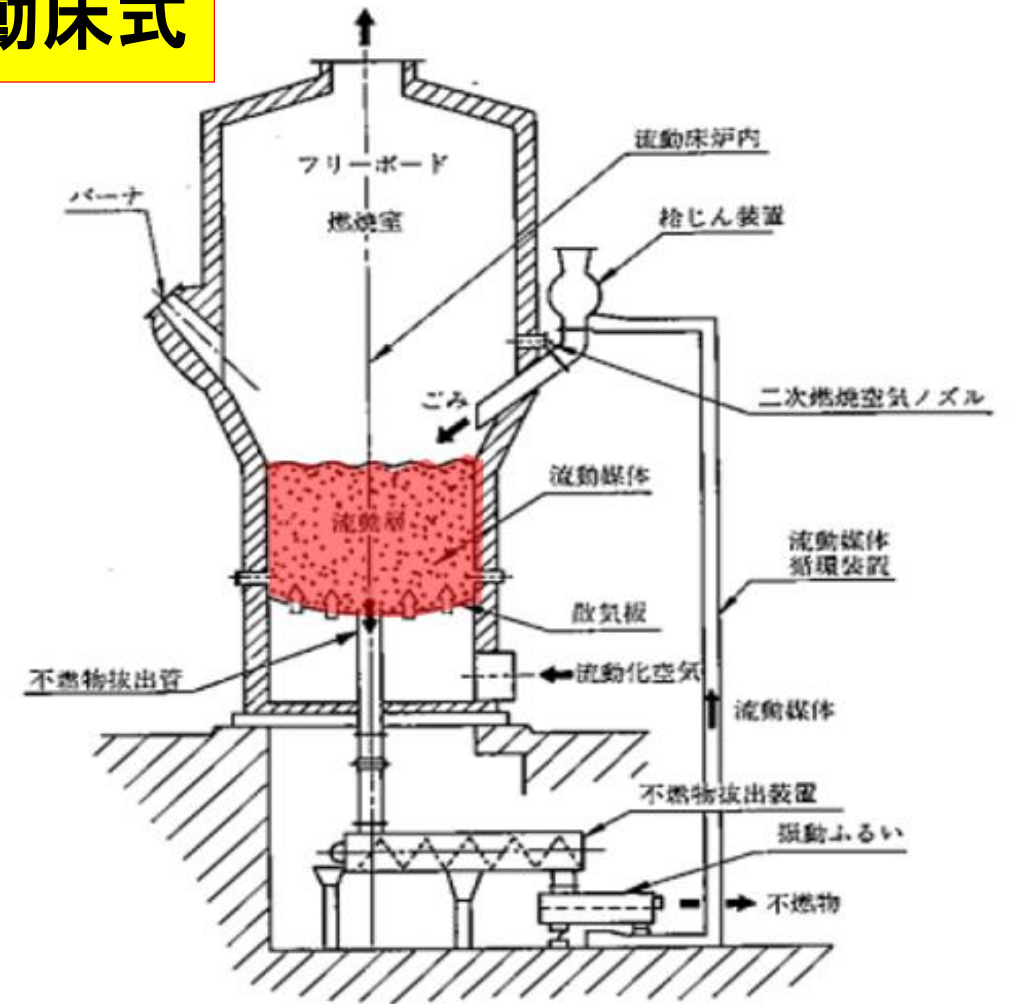
- ◆ 焼却方式には**ストーカ式**、**流動床式**があり、今後、最も有効な方式を選定する予定です。

ストーカ式



階段状に並べた火格子が前後に動くことでごみを攪拌し、さらに、炉の下部から燃焼用空気を吹き込むことにより燃焼させる方式です。

流動床式



炉内に砂を入れ、下から空気を吹き込むことにより流動させて熱し、その中にごみを投入して焼却する方式です。

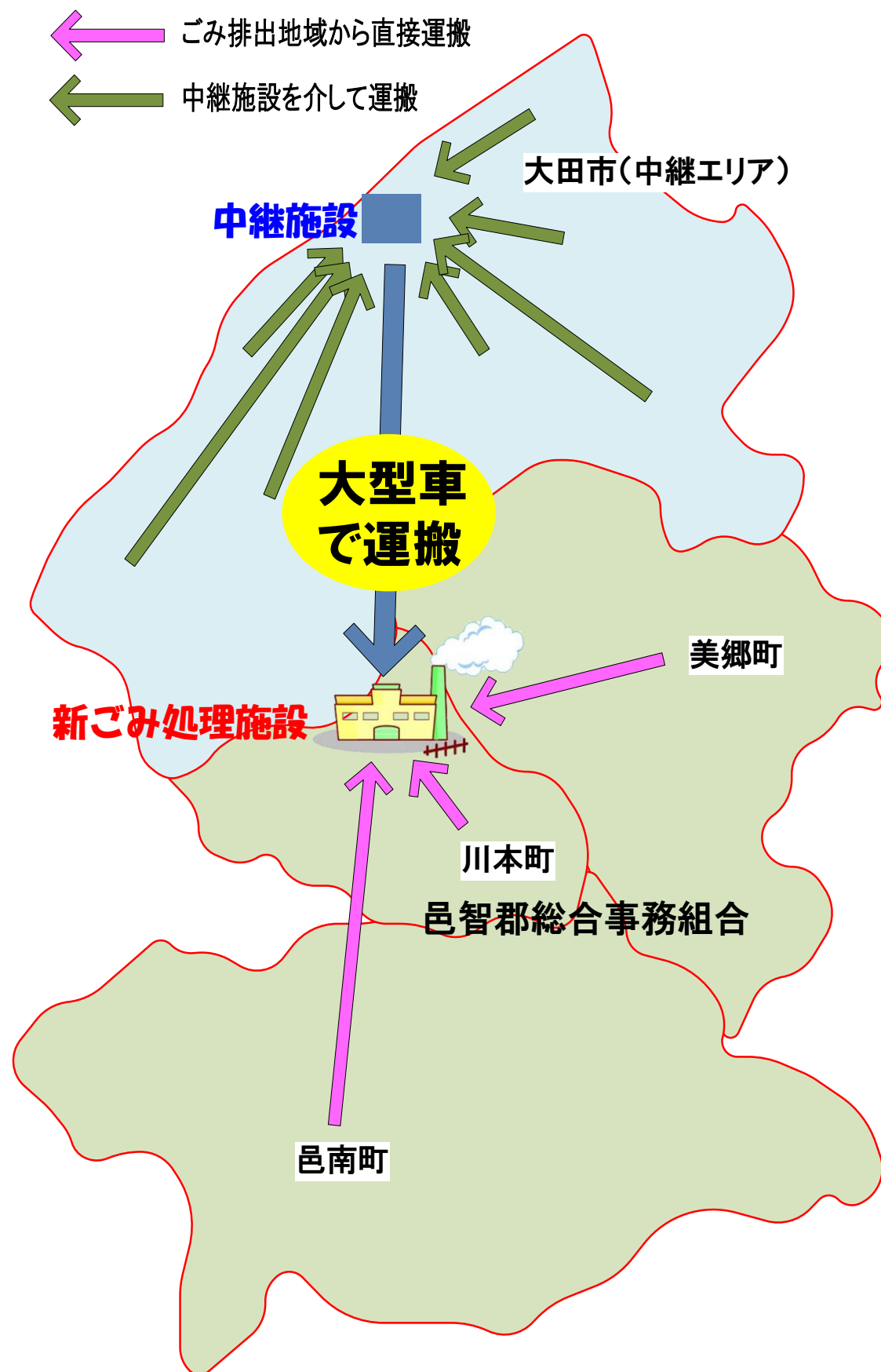
6 施設へのごみの搬入について

◆ 邑智郡 (川本町・美郷町・邑南町)

- 邑智郡総合事務組合(川本町・美郷町・邑南町)で排出される家庭ごみは、これまでどおり委託業者により収集運搬します。
- 新可燃ごみ共同処理施設へごみを直接搬入する場合も、これまでどおり行うことができます。

◆ 大田市

- 大田市で排出されるごみは、大型車へ積み替えを行う中継施設を介して、1日3～4台新可燃ごみ共同処理施設に搬入される計画です。



7 施設整備スケジュール(案)

新可燃ごみ共同処理施設は、平成34年度当初を目途に供用開始するものとします。

